



山形県公報

平成17年6月7日(火)
第1648号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                            |                   |     |
|----------------------------|-------------------|-----|
| 県営土地改良事業計画の変更.....         | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 627 |
| 土地改良区連合の所属土地改良区の減少の認可..... | (同)               | 同   |
| 公共測量の実施の通知.....            | (管理課)             | 628 |

### 公 告

|                            |                   |     |
|----------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....  | (村山総合支庁企画振興課) ... | 同   |
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....  | (情報企画課) ...       | 同   |
| 平成18年度山形県立農業大学校入校者の募集..... | (農業技術課) ...       | 629 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....          | (置賜総合支庁建築課) ...   | 同   |

## 告 示

### 山形県告示第518号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(櫛引東部地区土地改良総合設備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(櫛引東部地区土地改良総合整備)事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
櫛引町役場
- 縦覧に供する期間  
平成17年6月10日から同年7月8日まで
- その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 山形県告示第519号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第81条の規定により、所属土地改良区の減少を次のとおり認可した。

平成17年6月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良区連合の名称  
赤川土地改良区連合
- 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町5番30号
- 加入する土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 脱退する土地改良区の名称

青龍寺川土地改良区  
中川土地改良区  
天保大川土地改良区

- 5 認可年月日  
平成17年5月25日

山形県告示第520号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成17年6月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成17年6月5日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成17年6月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ガーデン・クリーン・サービス
  - (2) 代表者の氏名  
安達 洋司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市大字青柳701番地の3
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、狭義では生活弱者である高齢年金生活者、及び身体障害者等を対象に、広義では市街地に緑豊かな環境を創るため、ボランティア精神を発揮し、格安な技術料で労務を提供し、樹木の保存、培養に貢献することにより、市民生活に安らぎと、心に潤いを与えることを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年6月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機、周辺装置及びソフトウェアの賃貸借及び保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023(630)2098

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北営業支店 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 年額38,430,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

平成18年度山形県立農業大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成17年6月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集人員  
50名
- 2 応募資格  
学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校を卒業した者(平成18年3月に卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者。
- 3 応募手続  
入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業大学校に提出すること(郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。)
  - (1) 推薦入校 平成17年10月21日(金)から同年11月4日(金)まで
  - (2) 一般入校 平成18年1月13日(金)から同月27日(金)まで
- 4 選考試験
  - (1) 推薦入校
    - イ 期 日 平成17年11月18日(金)
    - ロ 場 所 山形県立農業大学校
    - ハ 試験科目 小論文及び面接
  - (2) 一般入校
    - イ 期 日 平成18年2月10日(金)
    - ロ 場 所 山形県立農業大学校
    - ハ 試験科目 国語(古文及び漢文を除く。)、数学、小論文及び面接
- 5 その他  
詳細については、山形県立農業大学校(電話0233(22)1527)、農林水産部農業技術課(電話023(630)2440)又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年6月7日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                      | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|------------------|--------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|                  |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |        | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営太田町アパ<br>ート2号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10        | 3DK  | 74.0                          | 1    | 一般用 | 23,400                  | 28,300                             | 33,500                             | 38,700                             | 44,700                             | 51,300 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 春日アパー<br>ト2号   | 同 春日五丁<br>目2-43          | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 17,500                  | 21,300                             | 25,100                             | 29,000                             | 33,500                             | 38,500 |                                    |
| 同 中田第1ア<br>パート2号 | 同 中田町<br>658-3           | 同    | 68.8                          | 1    | 同   | 22,200                  | 26,900                             | 31,800                             | 36,700                             | 42,400                             | 48,700 |                                    |
| 同 5号             | 同                        | 同    | 75.4                          | 1    | 同   | 25,500                  | 31,000                             | 36,600                             | 42,300                             | 48,800                             | 56,100 |                                    |
| 同 相生アパー<br>ト3号   | 同 相生町7<br>-65            | 同    | 72.9                          | 2    | 同   | 23,700                  | 28,700                             | 34,000                             | 39,200                             | 45,300                             | 52,000 |                                    |
| 同 桜木アパー<br>ト1号   | 南陽市三間通<br>1229-2         | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 15,700                  | 19,000                             | 22,500                             | 26,000                             | 30,000                             | 34,500 |                                    |
| 同 糠野目第2<br>アパート  | 東置賜郡高島町<br>福沢南21-2       | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 17,400                  | 21,100                             | 24,900                             | 28,800                             | 33,200                             | 38,200 |                                    |
| 同 館之北アパ<br>ート    | 同 川西町<br>大字中小松3017<br>-1 | 同    | 67.4                          | 1    | 同   | 18,900                  | 23,000                             | 27,200                             | 31,400                             | 36,200                             | 41,600 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年6月20日から同月24日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年6月24日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成17年8月上旬

平成17年6月7日印刷  
平成17年6月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056